

第 57 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 8 年度 特定（産業別）最低賃金合同専門部会 議事録

開催日時	令和 8 年 9 月 16 日（水）午前 10 時 01 分～10 時 35 分
開催場所	コラボしが 21 3 階大会議室
出席状況	公益代表委員 7 人（定数 7 人） 労働者代表委員 12 人（定数 12 人） 使用者代表委員 7 人（定数 9 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 伊藤 慧 片山 聡 木下康代 佐野洋史 堀田直美 松田有加 宗野隆俊 労働者代表委員 相澤三千代 旭 光輝 井島幸輔 榎並典朗 大江彰宏 奥川晃宏 庄野英夫 鈴木敏和 玉木博文 中村陽介 平塚雄二 松井大介 使用者代表委員 有森淳三 池田賢也 池田 健 大日陽一郎 小西哲也 三浦浩明 水野 透 事務局 青木労働基準部長 大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐 遠藤労働基準監督官
主要議題	・ 特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程について ・ 各専門部会部会長及び部会長代理の選出について ・ 特定（産業別）最低賃金専門部会の審議日程について ・ 特定（産業別）最低賃金の改正決定について ・ その他
議事録	別紙のとおり

○大橋室長

ただ今から、令和8年度特定（産業別）最低賃金合同専門部会を開催いたします。専門部会委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日は、部会長が決まるまでの間は、事務局が議事進行をいたします。

はじめに事務局から2点、ご報告を申し上げます。

1点目は本専門部会の公開についてですが、第1回本審で決定しておりますとおり、運営規程第7条により、公労使の三者協議の場のみ公開としております。なお、今回傍聴の申込を受け付けたところ、傍聴を希望される方はおられませんでしたので、ご報告いたします。また、本専門部会は、運営規程第8条に基づき、議事録をホームページに公開しますことをお知らせいたします。

次に2点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員7名、労働者代表委員12名、使用者代表委員7名の計26名のご出席をいただいております。したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

次に、委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料3ページ、資料No.2の「令和8年度滋賀地方最低賃金審議会特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿（案）」をご覧ください。

今回初めて特賃専門部会委員に就任された方につきましては、お名前を読み上げますので、ひと言ご挨拶をお願いいたします。労働者代表委員からご紹介いたします。

まず、窯業・土石製品製造業で、労働者代表委員の中村委員です。

○中村陽介委員

日本電気硝子労働組合の中村です。よろしくお願いします。

○大橋室長

一般機械器具製造業で、労働者代表委員の井島委員です。

○井島委員

ヒラタユニオン関西の井島と申します。よろしくお願いします。

○大橋室長

精密機械器具・電気機械器具製造業で、労働者代表委員の奥川委員です。

○奥川委員

MMI セミコンダクター労働組合の奥川です。よろしくお願いします。

○大橋室長

自動車・同附属品製造業で、労働者代表委員の玉木委員です。

○玉木委員

ディーアクト労働組合の玉木です。どうぞよろしくお願いします。

○大橋室長

続きまして使用者代表委員をご紹介します。一般機械器具製造業で、使用者代表委員の大日委員です。

○大日委員

山科精器代表をしております大日陽一郎と申します。よろしくお願いします。

○大橋室長

ありがとうございました。また、精密機械器具・電気機械器具製造業で、新任の使用者代表委員、小谷委員におかれましては、本日ご欠席ですので、ご紹介のみとさせていただきます。ほかの委員の皆様は、昨年度に引き続いての就任ですので、名簿をもちまして、ご紹介とさせていただきます。

次に、今年度の事務局職員を紹介させていただきます。

労働基準部長の青木です。

○青木労働基準部長

青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

改めまして賃金室長の大橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐の岩永です。

○岩永補佐

岩永です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

労働基準監督官の遠藤です。

○遠藤監督官

遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

紹介は以上です。今年度も十分な審議を尽くしていただけるよう精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、労働基準部長、青木よりご挨拶申し上げます。

○青木労働基準部長

本日は、ご多忙のところ、合同専門部会にご出席をいただき、ありがとうございます。

また、日頃から委員の皆様には、最低賃金をはじめ、私ども労働行政に御理解・御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

今年度の滋賀県最低賃金は、お陰様をもちまして、再来週の土曜日、10月3日に発効することとなりました。

現行より56円引上げ、1,136円となり、引上げ額・引上げ率とも、過去2番目の上げ幅となったところでございます。御協力をいただきました委員の皆様には、改めて、心から感謝を申し上げます。

滋賀労働局では、様々な媒体、あらゆる機会を通じて周知広報を行い、発効前日となる10月2日、金曜日、朝の通勤時間帯、連合滋賀様と労働局との合同で、石山駅前にて街頭周知活動を行うほか、労働局及び管内の労働基準監督署、ハローワークも一体となって広報に努めてまいります。

そして、これから審議に入ります特定最低賃金につきましては、審議会で「改正決定の必要性あり」と答申をいただきました4業種について、ご審議いただくこととなります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブによって設定されるものでございますが、労働局といたしましても、その産業の基幹労働者の労働条件にかかわる重要なものであり、また、労使協議の補完といった面も有しているといったことから、非常に重要な制度であると認識しております。

その特定最低賃金ですが、10月3日に発効する、改正後の地域別最低賃金1,136円により、一定期間、地賃に埋没するかたちとなりますので、どうか、地賃を上回る額での改正に向けまして、全会一致による改正決定となりますよう、ご審議のほどお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大橋室長

では、ここからは、本合同専門部会の部会長に議事の進行をお願いしたいと思います。部

会長については、従来から審議会会長をお願いをしているところです。そこで、今年度につきましても、木下会長にお願いしたいと思いますが、皆様、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○大橋室長

ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、木下部会長に、議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木下部会長

木下でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（１）「特定（産業別）最低賃金専門部会運営規程について」です。

事務局から説明をお願いします。

○岩永補佐

運営規程についてご説明させていただきます。

お手元の資料１ ページ、資料№.1 をご覧いただけますでしょうか。

滋賀地方最低賃金審議会の最低賃金専門部会運営規程となっており、本規程については本日の合同専門部会、今後開催される各専門部会共通となっております。

２ ページの第 7 条において、会議の公開について規定しております。

会議は原則として公開とすると規定しており、すでに第 1 回本審において、三者協議の場のみ公開するとの議決をいただいておりますので、当合同専門部会並びに今後開催いたします各専門部会についても、同様となります。

次に、同規程の第 8 条をご覧ください。

第 8 条においては、議事録及び議事要旨について規定しております。当専門部会は公開ですので、議事録を公開することとなります。

運営規程の説明は以上でございます。

○木下部会長

ただ今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

〔質問等なし〕

ないようでしたら、議題（２）「各専門部会長及び部会長代理の選出について」です。事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

各専門部会の部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により準用する第 24 条の規定により、公益代表委員から選出することとされており、既に、7 月に開催しました公益代表委員会議で、部会長及び部会長代理を決めております。

資料 3 ページ、資料 No. 2 をご覧ください。「令和 8 年度滋賀地方最低賃金審議会 特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿」になります。各産業の部会長を二重丸、部会長代理を白丸で示しております。

「窯業・土石」の部会長には佐野委員、部会長代理に松田委員、
「一般機械」の部会長に木下委員、部会長代理に片山委員、
「精密・電気機械」の部会長に松田委員、部会長代理に堀田委員、
「自動車」の部会長に片山委員、部会長代理に木下委員
に、それぞれ就任していただきます。以上です。

○木下部会長

ただ今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

〔質問等なし〕

特になければ、議題（3）「特定（産業別）最低賃金専門部会の審議日程について」です。事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

皆様には事前に日程調整をしていただきありがとうございました。

資料 9 ページ、資料 No. 3 「今年度の特定（産業別）最低賃金専門部会審議日程表（案）」をご覧ください。

専門部会は、本日の合同専門部会のほかに、各部会を 3 回開催いたします。この日程表は、事前に委員の皆様から頂戴した日程調整表を基に専門部会の定足数が 3 分の 2 以上の出席を満たし、かつ、部会長が出席できる日で、できるだけ多くの委員が出席できる日を選択し、特に第 3 回の結審予定日については全員が出席できる日を予定しております。

時間につきましては、基本的に午前 9 時 30 分か午後 1 時 30 分からとしておりますが、「自動車」の第 1 回の 9 月 29 日については午後 2 時 30 分開始としております。

会場につきましては、基本的に労働局の 6 階会議室としていますが、一部で 3 階の大津労働基準監督署の会議室または 5 階の会議室を使用しますので、お間違いないようご注意ください。

そして、事務局からのお願いとなりますが、急用等で欠席される場合は、分かり次第、事務局までメール又は電話でご連絡いただくとともに、労使委員の皆様におかれましては、推

薦母体にも併せてご連絡のほど、よろしくお願いいたします。また、当日、開始時刻に間に合わない場合も事務局への電話連絡をお願いいたします。欠席者数によっては、部会開催の定足数を下回るような場合も考えられますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○木下部会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔意見・質問なし〕

それでは、この日程表のとおり専門部会を開催しますので、委員の皆様には日程確保をよろしくお願いいたします。

次に、議題（４）「特定（産業別）最低賃金の改正決定について」です。

本日提出されている資料について、事務局から説明をお願いします。

○岩永補佐

配付資料について説明いたします。

11 ページ、資料No.4 以降について、説明させていただきます。

資料No.4 は、「滋賀県最低賃金・特定（産業別）最低賃金改正状況」で、令和4年度以降の最低賃金額、引上げ額、引上げ率等を一覧表にしたものとなっており、本年10月3日発効の滋賀県最賃1,136円までをお示ししたものになります。

資料No.5 は今年度の特定（産業別）最低賃金改正の申出状況となっております。今年度、労働者側から6業種について改正の申出があり、事務局でその申出内容を確認した上で、審議会にその必要性を諮問し、8月25日の第4回本審において4業種について、改正の必要性ありの答申をいただき、改正決定の諮問をいたしました。今後、この4業種につきまして、委員の皆様方に金額審議をしていただくこととなります。表の労働協約最低賃金額欄に記載しております金額につきましては、今後の審議の際にこの金額を超えることはできませんので、ご承知をお願いします。

資料No.6 は、令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表となっております。

資料No.7 は、令和8年賃金改定状況調査結果の第4表です。

資料No.8 は、大津財務事務所が公表しております令和8年7月判断の「滋賀県内経済情勢報告」となっております。総括判断として「緩やかに持ち直している」と判断されております。

資料No.9 は令和8年6月速報として公表された滋賀県鉱工業指数となっております。生産指数、出荷指数は「2か月連続の上昇」、在庫指数は「5か月連続の低下」とされております。

資料No.10 は、「滋賀県景況調査結果報告書 令和8年度第1四半期」となっております。

この調査は、滋賀県が県内の景気動向を把握するために四半期ごとに実施している調査で、お示しのものが最新の調査結果となっております。

結果の概要について、今期の県内企業の景況は、業況D I のマイナス幅が拡大し、来期は、さらにマイナス幅が拡大する見通しとされています。

追加設問1では、「エネルギー・原材料価格の上昇による価格転嫁の状況について」、追加設問2では、「中東情勢緊迫化による影響について」が示されています。

資料No.11 は、令和8年7月分の雇用失業情勢となっております。7月の県内有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、1.07 倍であり、就業地別有効求人倍率は1.35 倍となっております。

資料No.12 は、全都道府県の地域別最低賃金額の答申状況となっております。

資料の説明は以上です。

○遠藤監督官

続いて、基礎調査結果を説明いたします。別冊資料の「令和8年 最低賃金に関する基礎調査結果」について説明させていただきます。

この調査は、地方最低賃金審議会の最低賃金改正の調査審議にご利用いただくため、地域、産業、事業所規模、就業形態、性別、年齢階級、勤続年数別に労働者の賃金実態を把握することを目的として毎年実施しているものでございます。

常時使用労働者が100人未満の特定最低賃金適用事業所を調査対象としており、本年6月分の賃金について回答を得た集計結果を母集団の労働者数に還元したものとなっております。

資料の構成といたしましては、今回ご審議いただく4業種の産業ごとに全て同じ構成としておりまして、時間の都合上、窯業・土石製品製造業を例にしてご説明します。

1 ページが男女別賃金特性値及び未満率・影響率の令和5年から令和8年までの推移となっております。

資料左上から順に、一番低い金額から1/20、5%の順位にあたる金額が第1二十分位数、一番低い金額から1/10、10%の順位にあたる金額が第1十分位数、同様に1/4、25%の順位にあたる金額が第1四分位数、全体の中央値が中位数となっており、最後が未満率、影響率の推移となっております。

2 ページからの総括表(1)については、事業所規模別、年齢別に、8 ページからの総括表(2)については性別、年齢別に現行の最低賃金額から10円を差し引いた金額から2,000円までの間における賃金階級ごとの労働者数を表しております。合計欄の上段が累積労働者数、下段が累積構成比となっております。

13 ページからの最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表は、現行の最低賃金額からの引上げ額に対する影響率を表しています。同様の資料構成で、表紙の裏【内訳】のとおり、1 ページから順に、窯業・土石、一般機械、精密・電機、自動車となっておりますので、ご確認願います。

資料の説明は以上です。

○木下部会長

ここまでの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔意見・質問なし〕

では、その他の資料について、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

私からは、机上配付した、厚生労働省が本年4月に作成した資料を基にご説明いたします。

2ページをご覧ください。特定最低賃金の役割について記載されています。

1つ目の○で、地域別最低賃金が、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せするものとされています。

2つ目の○で、特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定されると記載してあります。

下段枠の特賃と地賃の比較では、地域別最低賃金が行政機関に決定を義務付けられている制度であるのに対し、特定最低賃金は、新設・改正・廃止を含め、その運用が労使のイニシアティブによるものである点が大きな特徴となっています。

3ページ、特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件です。

特定最低賃金の申出には、「労働協約ケース」と「公正競争ケース」の2つの枠組みがあります。

特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、これらの枠組みや新設・改正・廃止の要件については、中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められています。

また、実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高い産業に多い傾向があります。さらに、地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加していることも説明されています。

4ページは特定最低賃金の現状です。

令和8年4月1日現在、全国では223件の特定最低賃金が設定されています。うち地域別最低賃金を上回るものは112件となっています。

また、近年の改正件数を見ると、平成27年度には199件あった改正件数が、令和7年度には112件となっており、減少傾向にあります。

5ページは特賃の決定・改正・廃止までの流れで、審議の流れが記載されています。

特定最低賃金は、関係労使からの申出を受け、まず必要性について諮問・調査審議が行われます。その後、必要性ありとの答申に至った場合に、金額について諮問・調査審議が行われる仕組みとなっています。

今回、当審議会では4業種について改正の必要性ありとの結論に至りましたので、本日以降は金額審議の段階に入ることとなります。

なお、資料一番下の※1にもありますとおり、特定最低賃金の決定・改正・廃止の必要性や金額審議については、全会一致の議決に至るよう努力するものとされています。

6ページは令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果です。

ご参考までにとまりますが、資料によりますと、令和7年度は、改正申出188件、新設申出11件について必要性審議が行われています。結果として、改正申出については112件が「必要性あり」、73件が「必要性なし」、また一部には申出がなかったものや要件未充足のものもありました。

そして、「必要性あり」とされた112件について金額審議が行われ、112件すべてが改正決定に至っています。

7ページから8ページにかけてですが、特賃の必要性審議及び金額審議の考え方を通達、報告から抜粋してあります。

7ページ中段の昭和61年3月31日付け通達（イ）のところでは、特定最低賃金の審議に当たっては、関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう、関係労使の意見を必ず聴取することとされています。

また、下段の平成10年12月10日付けの全員協議会報告では、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されています。

さらに8ページ、平成14年の中央最低賃金審議会全員協議会報告においては、産業別最低賃金の決定や改正の申出について、関係労使当事者間の意思疎通を図ることや関係労使の参加による必要性審議、最後に金額審議については、産業別最低賃金の性格から、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされています。

最後に9ページは参考事例です。

資料では、必要性審議や金額審議を円滑に進めるためには、労使双方がデータや根拠に基づいて主張を行い、相互理解を深めながら議論を行うことの重要性が示されております。

「改正の必要性なしとなったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例」や「関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例」などが紹介されておりますので、ご参考としていただければと思います。

資料説明は以上ですが、今後、皆様には建設的な議論をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○木下部会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔意見・質問なし〕

それでは、最後に議題（５）「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

○大橋室長

はい、２点申し上げます。

１点目は、専門部会での「議決」と「６条５項を適用しない」こととの関係について、例年どおりの取扱いではありますが、念のため申し上げます。

第１回本審におきまして、今年度、当審議会においては「最低賃金審議会令第６条第５項の規定を適用しない」ことを決定しております。

したがいまして、各専門部会において全会一致で結審した場合であっても、本審の場で改めて議決してからでないと改正決定の答申をすることができない、ということになります。

よって、皆様の今後の各専門部会で結審いただいたあと、１０月３０日の第５回本審の場において、それぞれの特定最低賃金について改めて採決した上で、改正決定を答申するということになりますので、念のためご承知おきいただきますようお願いいたします。

２点目は、昨日実施しました実地視察についてです。

第１回本審で９月中旬に実施することで合意いただいた実地視察は、昨日１５日に、一般機械器具製造業の事業所にご協力いただき、実施いたしました。人数制限の都合上、一般機械の委員の方を中心にお声がけさせていただき、１１名の委員にご参加いただいたところです。今後は実施結果をとりまとめ次第、各専門部会で報告する予定にしております。

以上です。

○木下部会長

では最後に、皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〔意見・質問なし〕

以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様、今後の専門部会の運営にご協力いただきますよう、また全会一致に向けたご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、合同専門部会を終了いたします。お疲れさまでした。